

令和3年(2021年)11月22日

報道関係者各位

茨城県県民生活環境部  
廃棄物規制課不法投棄対策室  
(担当：須藤 080-2000-1843)

## 土砂等の適正処理に向けた法律等の整備に関する4府県連名要望の結果について

茨城県・埼玉県・静岡県・大阪府は連名で、国土交通省に対し、土砂等の搬入・埋立て等を許可制とする、土砂等の適正処理に向けた法律等の整備を要望しました。

大井川和彦茨城県知事は、11月22日、要望者を代表し、齊藤鉄夫国土交通大臣を訪問しました。



▲ 要望書を手渡す様子（左から静岡県交通基盤部 佐野理事・齊藤国土交通大臣・大井川茨城県知事）

### 1 要望日時・場所

令和3年11月22日(月) 14:15~14:30  
国土交通省 大臣室(中央合同庁舎3号館4階)

### 2 大井川知事コメント

首都圏周辺を中心に、残土が無秩序に堆積されるなどの問題が頻発している中、熱海において土石流災害が発生した。  
今回は4府県での要望だが、関東知事会などでも同様の決議をしているように、残土は全国的な問題である。土砂は県境を跨いで移動するほか、条例では罰則の上限が低いため、その対応には限界がある。  
第2、第3の熱海を防ぐため、一刻も早い抜本的な対応が必要と考え、要望活動を実施した。

### 3 齊藤国土交通大臣コメント

組閣に際しては、総理から「関係大臣と協力して、盛り土による災害防止に向けた対策を検討すること」と指示されている。  
現在、関係府省連絡会議や有識者会議を立ち上げており、年内には、盛り土総点検の結果も踏まえて、今後の方向性を打ち出していく予定。  
国土交通省としては、前向きに頑張っていきたいと考えている。

### 4 要望の背景

建設工事等から発生する土砂等の埋立て行為については、適正な処理に関する法制度がなく、こうした中、去る令和3年7月3日には、静岡県熱海市伊豆山で、不適正な盛土を一因とする大規模な土石流が発生し、多くの人命や財産が失われる事態に至りました。

自治体独自に制定している、土砂等の埋立て行為等を規制する条例(通称「残土条例」)では、①土砂等は都道府県境を越えた移動がある②条例で定める罰則では地方自治法で定める制限(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)があり抑止力に乏しいことから、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、法制化を要望するものです。

要望活動を強力に推進するため、本県のほか、この度土石流が発生した静岡県、過去に単独で同様の要望活動を実施してきた埼玉県及び大阪府が連名で要望することとなりました。

### 5 要望内容

別紙「提案・要望書」のとおり

同時提供 茨城県政記者会、都道府県会館記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

〈お問い合わせ先〉

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 不法投棄対策室 室長補佐 須藤 慎一

Tel: 080-2000-1843 Fax: 029-301-3021

# 提 案 ・ 要 望 書

府県政の推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設工事等から発生する土砂等の埋立て行為につきましては、適正な処理に関する法制度がないことから、公共用水域や住宅地等への土砂等の流出や崩落などにより、周辺環境への影響や人の生命・財産が脅かされる事案が全国的に発生しているところです。

こうした中、近年、大規模な災害が頻発する状況下において、去る令和3年7月3日、静岡県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し、多くの人命や財産が失われる事態に至ったことから、今後も同様の事態の発生を懸念しているところです。

私共は、住民の安全で安心な生活環境を確保するため、自治体独自に土砂等の埋立て行為等を規制する条例を制定しておりますが、土砂等は都道府県境を越えた移動があるうえ、条例で定める罰則では地方自治法で定める制限により、無許可事案などへの抑止力に乏しく、規制に限界があるところです。

つきましては、土砂等の適正処理を推進することにより、国民の安全で安心な生活環境が確保できるよう、次の事項の実現について特段のご高配をお願い申し上げます。

令和3年11月

茨城県知事 大井川和彦

埼玉県知事 大野 元裕

静岡県知事 川勝 平太

大阪府知事 吉村 洋文

## 土砂等の適正処理に向けた法律等の整備について

土砂等の適正な処理を図るため、新たに以下の内容を定めた法律等を整備すること。

- 1 発生者責任を明確にするとともに、土砂等の発生から処分に至る流れを管理し、自治体においても情報を共有できる仕組みを設けること。
- 2 土砂等の搬入・埋立て等を許可制とし、全国統一の許可基準を定めること。
- 3 発生者を含め、不適正な処理を行った者に対する、適正処理の命令規定及び抑止力のある罰則規定を設けること。
- 4 新法の規定違反については、建設業法や廃棄物処理法など関連業法の許可取消し要件とすること。
- 5 最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担を軽減するための財政支援制度を創設すること。